

公益社団法人日本チアリーディング協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.fjca.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	公益社団法人日本チアリーディング協会（以下「当協会」）では、現在、中長期基本計画は策定していないが、令和3年度を目途に策定準備を進めているところである。策定に当たっては、「チアリーディング競技の健全な普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する」との目的を見据え、事務局員や各役員、外部専門家等から広く意見を募り、その実現に向けての取り組みを多角的な視点で検討している。令和4年3月の理事会で承認を得た上で、当協会ホームページにて公表する予定である。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当協会では、円滑な組織運営及び業務遂行のため、業務量を勘案し、適正規模の体制で業務に当たっているが、今後の協会の拡大発展を想定しつつ、人材の採用及び育成に関する計画について、中長期基本計画に盛り込むよう検討を進めている。なお、近年組織のガバナンスをはじめとする行政関連業務が増加していることから、弁護士、公認会計士、行政書士等、専門家との連携をより強化するとともに、職員の教育育成に努めている。また、役員や各委員会のメンバーにガバナンスやコンプライアンスの専門家を置くことも検討を進めている。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会では、財務の健全性確保に関する計画を中長期基本計画に盛り込むよう検討を進めているが、毎事業年度の収支予算書の作成に際しては、公認会計士・税理士の指導を受けるとともに、理事会で理事・監事に広く意見聴取を行うことで、財務の健全性確保に努めている。当該収支予算書は内閣府及び当協会のホームページで公表している。中長期基本計画の策定に当たっては、当協会のビジョンを実現することを最重要事項に位置づけ、それを達成するための財務の健全性確保に関する計画として取り組んでいく。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会では、様々な知識・経験を有する多様な人材による体制を構築するため、理事総数16名のうち、現在、外部理事4名（25.0%）、女性理事6名（37.5%）を任用しており、外部理事は目標割合に達している。女性理事は目標割合の40%に若干満たないが、次期役員改選（2022年6月定時総会）時において、40%以上を達成できるように適任者の検討及び人材養成を進めている。	役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は公益社団法人であり評議員会を設置していないことから、本項目は非該当である。	/
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会では、アスリート委員会（男女比3：8。協会理事4名、競技経験者7名、計11名）を設置している。当該委員会での決定事項等については、毎事業年度に行っている加盟団体連絡会議において報告・周知している。また、アスリート委員会委員長が理事であることから、アスリート委員会から理事会に対する答申、報告等を行う仕組みを確保している。これまで必要に応じ臨時開催していたが、令和4年度より定期開催ができるよう体制を整備し、関係規程を改正するとともに、WEB会議システムの利用も見据えて検討を進めていく。	アスリート委員会規程、アスリート委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当協会では、理事会を適正な規模とすべく定款において8名以上18名以内と定めており、現状理事会は16名（男女比10：6。競技経験者6名、学識経験者4名、行政関係者4名、協会関係者2名等）で構成している。予算・事業計画承認理事会及び決算等承認理事会の年2回定時理事会を開催し、必要に応じて臨時理事会（令和2年度実績2回）を開催している。特に決算承認理事会は実効性を確保すべく、原則としてより多くの理事が参集することが見込まれる全国規模の大会開催時に合わせて招集・開催している。なお、実効性の確保を図る一環として、ビジネスコミュニケーションツールを利用し、役員間の情報共有等を積極的に行っている。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	当協会では、組織運営に必要な知識・経験を有する人材や各地区連盟の代表者を理事に選任してきており、年齢について特段の制限を設けてこなかった。しかし、理事の就任時の年齢に制限を設けることが時代の要請であることを鑑みて、次期役員改選時を目的に、新たに就任する理事については、年齢を70歳に制限する方向で検討を進めていく。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	当協会では、定款において、役員(任期2年)の再任を妨げないとしていることや事業運営の継続性・効率性を図る観点から、理事の再任回数に特段の上限を設けてこなかったが、時代の要請に鑑み、次期役員改選時を目的に、当協会の目的を達成するために最適な人材を選任することを最重視しつつ、新陳代謝を図る仕組みとしての再任回数制限も検討していく。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 当協会会長は、IFC(International Federation of Cheerleading 国際チアリーディング連盟)の会長を兼任しており、当該事由が継続する間は、激変緩和措置（例外措置）が適用される。	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	協会では、役員を選任（役員候補者の選考を含む）については、定款において総会の権限としていることから、特段「役員候補者選考委員会」を設けていないが、令和4年度定時社員総会を目的に「役員選考委員会規程」を定め、諮問機関としての独立性を担保するよう検討を進めていく。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	当協会では、当協会及び役職員その他構成員が広く適用対象となる法令遵守に関する規程として、「倫理規程」の他、「加盟団体規程」、「競技者規程」等を整備しており、法令遵守体制の構築に取り組んでいる。	倫理規程、加盟団体規程、競技者規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	当協会では、法人の運営に関して必要となる一般的な規程としては、「定款」をはじめ、各「委員会規程」、「加盟団体規程」、「経理規程」等を定めている。	定款、各委員会規程、加盟団体規程、経理規程、コンプライアンス委員会要綱
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	当協会では、法人の業務に関する規程として、「就業規則」をはじめ、「情報公開規程」、「個人情報保護方針」、「加盟団体規程」、「競技者規程」、「指導員規程」、「審判員規程」、「専任スポッター規程」等を定めているが、令和4年度を目的に、「公益通報者保護規程」、「リスク管理規程」、「反社会的勢力対応規程」、「不祥事件対応規程」、「苦情処理規程」等を整備していく。	就業規則、情報公開規程、個人情報保護方針、加盟団体規程、指導員規程、審判員規程、専任スポッター規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規 程を整備しているか	当協会では、役員の報酬等に関する規程として、「役員の報酬並びに費用に関する規程」、職員については「賃金規程」を整備 して、対応している。	役員の報酬並びに費用に関す る規程、賃金規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	当協会の資産に関しては、「定款(第7章)」において規定しており、財産に関する規程としては、「経理規程」で対応してい るが、今後「財産管理に関する規程」、「寄付の受入れに関する規程」、「基金の取扱いに関する規程」等の整備を検討してい く。	定款、経理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を 整備しているか	当協会では、財政的基盤を整えるための規程として、現在「経理規程」で対応しているが、令和3年度中を目途に「寄付金 規程」を整備し、令和4年度から寄付金の受付を積極的に行っていくとともに、今後、知的財産権やアスリートの肖像権の 保護等に取り組んでいく。	経理規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な 選考に関する規程その他選手の権利 保護に関する規程を整備すること	当協会では、日本代表選手の選考に当たり、隔年で開催される世界大会については、競技規則ルールブックの採点基準並び に「チアリーディング選手評価シート」の基準に従い、選手強化委員会において審査するとともに、不定期に開催される 国際大会については、原則として直近の大会実績を踏まえ、代表派遣チームを選考している。特に、「チアリーディング選 手評価シート」は、選手選考において、公平で透明性の高い判断が行えるよう作成されており、加盟団体等への配布や ホームページに掲載するなど、選考基準を明確にして選手の権利保護に資している。また、「競技者規程」や「個人競技者 規程」を整備しており、肖像権等についても権利保護に努めている	競技規則ルールブック、チア リーディング選手評価シー ト、競技者規程、個人競技者 規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選 考に関する規程を整備すること	当協会では、「審判員規程」において、審判員の養成並びに認定事項を定めるとともに、公平かつ厳正な審査を実施する者と して、審判員Ⅱ種及び審判員Ⅰ種を区分して規定している。また、「審判部規程」において、審判部の任務として、競技会 における審査の実施を定めている他、当協会「競技ルールブック」において、審判部編成(審判長、副審判長、審判員、減点 審査員等)とその責務を定める等、審判員の公平かつ合理的な選考を行っている。	審判員規程、審判部規程、競 技ルールブック
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護 士への相談ルートを確認するなど、 専門家に日常的に相談や問合わせ をできる体制を確保すること	当協会では、顧問弁護士との相談ルートが確保されており、業務上の課題等について面談の他、電話やメール等により日常 的に相談や問合わせができる体制を構築している。	組織図等
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設 置し運営すること	当協会では、コンプライアンス委員会を平成27年4月に設置しており、倫理規程の理念に則ったコンプライアンス委員会 要綱に基づき、運営している。現状では必要に応じて開催することとしているが、令和4年度には年1回の定時開催と必要 に応じて行う随時開催の2種類で委員会運営を行うよう準備を進めている。	コンプライアンス委員会要 綱、コンプライアンス委員会 委員名簿
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構 成員に弁護士、公認会計士、学識経 験者等の有識者を配置すること	当協会のコンプライアンス委員会は、当協会関係者の他、顧問弁護士、公認会計士、有識者等で構成(男女比6:2)して いる。	コンプライアンス委員会委員 名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会では、コンプライアンスについては、理事会、総会等において、折に触れ周知している他、加盟団体関係者が参加する加盟団体連絡会議（日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘してコンプライアンスに関する教育も実施）に役職員も参加することにより、コンプライアンス意識を高めている。令和3年度においては、役員に関係資料を配布し、意識の高揚を図ったが、今後、どのような教育プログラムがより有効であるか（外部開催の教育研修への参加、最新資料の配布等）などについて、検討を進めていく。	平成31年度登録加盟団体連絡会議開催案内
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会が実施する加盟団体連絡会議においては、コンプライアンス強化を目的とした講義も取り入れており、日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘して、コンプライアンス教育を実施している。選手及び指導者も同会議に参加することにより、コンプライアンス意識を高めている。令和3年度は、コロナの影響を鑑み、コンプライアンス教育に関する資料の配布するが、令和4年度において、従来通り開催できない場合にはWEB会議システムを通じて開催することも検討している。	平成31年度登録加盟団体連絡会議開催案内
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会が実施する加盟団体連絡会議においては、コンプライアンス強化を目的とした講義も取り入れており、日本スポーツ振興センターや日本スポーツ仲裁機構から講師を招聘して、コンプライアンス教育を実施している。審判員も同会議に参加することにより、コンプライアンス意識を高めている。令和3年度は、コロナの影響により、同連絡会議が開催できない場合は、関係資料の配布や「WEB会議システムを通じて開催する方向で準備を進めている。	平成31年度登録加盟団体連絡会議開催案内
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	当協会では、協会顧問の弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士等と連携体制を構築しており、業務上の課題等について相談を行い、指導を踏まえつつ日々の適正な事務局運営に取り組んでいる。特に行政書士とは毎週打ち合わせの機会を持ち、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できるよう努めている。	顧問弁護士等名簿 サポート体制組織図等
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	当協会では、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン<II 不適切な経理処理に起因する事項、1. 経理処理について（2）>」を踏まえ、経理規程をはじめとした諸規程に基づき事務処理を行うとともに、公認会計士の指導を受けて財務・経理の適切な処理を行っており、公正な会計原則を遵守している。また、税理士を含む監事3名による監査を行うことで、その適正さをより確実なものとしている。	経理規程、監事名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当協会では、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン<II 不適切な経理処理に起因する事項、1. 経理処理について（1）>」を遵守するとともに、日本スポーツ振興センターから交付を受けているスポーツ振興基金助成金及びスポーツくじ助成金については、助成金交付要綱、手引きその他ガイドライン等に基づき、適正な助成金執行に取り組んでいる。	助成金交付要綱、手引き、ガイドライン
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当協会では、毎事業年度の収支決算書・事業報告書、収支予算書・事業計画書について、内閣府に提出するとともに、当協会ホームページにおいて開示している。	収支決算書・事業報告書、収支予算書・事業計画書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当協会では、選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示するため、「チアリーディング選手評価シート」を独自に作成し、加盟団体等関係者に冊子を配布するとともに、ホームページで公開を行うなど、積極的に周知を行っている。また、世界選手権大会に派遣する日本代表チーム選手の選考に当たっては、当協会加盟団体・競技者に対し公募を行い、選考会を行っている。第1次、第2次選考においては、各技術のレベルを競技規則ルールブックの採点基準並びに「選手評価シート」の基準に従い審査し、更に選考が必要な場合には各地区大会での活動実績により最終選考を行っている。なお、選考された所属チーム・氏名については、事前開催の国内大会プログラムに掲載する方法で開示を行っているが、今後は、ホームページ上においても公開することとしている。	チアリーディング選手評価シート

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会では、公益法人であることや中央競技団体であることを鑑みて、その責務を全うするために、「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況自己説明・公表書式」について、理事会決議を経た上で当協会ホームページにおいて公表しており（令和2年度分については令和3年3月下旬に公表済み）、令和3年度分については10月末に公表する。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	当協会では、利益相反を適切に管理するために、公益法人認定法その他法令等に従うとともに、倫理規程で適用範囲を定め遵守してきたが、利益相反取引の妥当性の判断基準をより明確にするため、「利益相反ポリシー」を令和3年度中に策定にすべく、現在準備を進めているところである。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	当協会では、前項目のとおり、利益相反取引の妥当性の判断基準をより明確にするため、「利益相反ポリシー」を令和3年度中に策定にすべく、現在準備を進めているところである。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当協会では、現状スポーツ統括団体が提供する通報制度に依拠している。令和4年度を目途に「内部通報制度規程」を整備する等、独自の通報制度を確立できるよう検討をしていく。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	当協会では、令和4年度を目途に通報制度を確立できるよう検討していく中で、運用体制の整備に当たっては弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に据えることを念頭に進めていく。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	当協会では、これまで倫理規程において違反行為への処分等（倫理規程に違反した場合の対処、違反行為への処分、処分の通告、不服申し立て等）を定めているほか、加盟団体規程、指導者規程、競技者規程等において遵守事項に違反した場合の処分を定め、懲罰制度を運用してきた。処分対象者の権利・自由を制限し、又は不利益を課することがないよう、より厳格な制度とするため令和3年5月の理事会において「処分規程」を制定し、新たな懲罰制度の運用を開始している。	倫理規程、加盟団体規程、指導者規程、競技者規程、処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	当協会では、倫理規程に処分審査等を定めており、倫理委員会及び部委員を含めたコンプライアンス委員会で処分審査を行い、当該委員会の答申を受けて、理事会で処分の決定を行うこととしている。また前項目のとおり、今般「処分規程」を制定し、新たな懲罰制度の運用を開始している。	倫理規程、コンプライアンス委員会要綱、処分規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	当協会では、倫理規程において、「協会の決定した処分内容に対し、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる」と定め、当該規程を当協会ホームページ https://www.fjca.jp/organization/contents_02.php で公表し、スポーツ仲裁を利用できる旨を周知している。また、今般作成した「処分規程」においても、「日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て」の条文を設けている。	倫理規程、処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	前項目の通り、倫理規程において、「協会の決定した処分内容に対し、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる」と定め、当該規程を当協会ホームページで公表し、スポーツ仲裁を利用できる旨を周知しているとともに、処分対象者に送付する処分通知に付記する。また、今般作成した「処分規程」においても、「日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て」の条文を設けている。	倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	当協会では、当協会「主催大会における地震発生等に対応するためのガイドライン」や「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン」を定めているほか、JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 消防計画に従うなど、個別のガイドラインや計画に基づき対応している。今後、危機管理体制をより強化し、様々なケースに対応していけるよう日本スポーツ仲裁機構のモデルを参考に危機管理マニュアルを策定すべく準備を進めていく。	主催大会における地震発生等に対応するためのガイドライン、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当協会では、過去4年以内に不祥事は発生しておらず本項目に該当しないが、不祥事が発生した場合においては、倫理規程及び処分規程に則り、適切に対応する。	倫理規程、処分規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会では、過去4年以内に危機管理及び不祥事対応は発生しておらず本項目に該当しないが、危機管理及び不祥事対応が発生した場合においては、倫理規程及び処分に関する規程に則り、適切に対応する。	コンプライアンス委員会名簿、新型コロナウイルス感染症防止対策委員会名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会では、加盟団体規程は整備されており、加盟団体は協会が実施する事業へ参加することができる権利を有すること、そのほか加盟手続きや遵守事項等を定めている。加盟団体は各地区連盟（8地区）に属しており、各地区連盟が定める規程に基づき、各種活動を行っている。当協会は各地区別の加盟団体連絡会議の開催をはじめとして、地区連盟の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っており、各地区連盟と連携してチャリーディングの普及推進を図っている。また、日常的に地方連盟や加盟団体からの個別相談等について、電話やメール等により対応している。	加盟団体規程、地方組織との関係図、2021年度連絡会議開催案内について
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会では、各地区における加盟団体連絡会議や講習会等の開催、加盟団体専用ホームページコンテンツ等を通して、情報提供や支援を行っており、チャリーディングの普及推進、選手の育成、指導者の資質の向上を図っている。また、令和元年度から、当協会役員と地区連盟役員等が一堂に会し、当協会からの情報提供及び各地区連盟の取り組みや課題等に関する意見交換等を行い情報を共有する「全国地区連盟役員交流会」を設けている。同交流会については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催できなかったが、令和3年度においては、開催を予定するとともに、新型コロナウイルス感染拡大状況によってはWEB開催も検討している。	2021年度連絡会議開催案内について、全国地区連盟役員交流会 開催概要